

証券コード 2586
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北三丁目2番28号
株式会社フルッタフルッタ
代表取締役 長澤 誠
社長執行役員CEO

第20期定時株主総会ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区五番町一丁目10番
市ヶ谷大郷ビル6F
A P市ヶ谷 Cルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のください。) |

・事前に議決権を行使いただきました株主様には、議案の賛否にかかわらず、お一人につきQ U Oカード1枚(500円分)を後日お送りさせていただきます。

・本株主総会は、ご来場株主様へのお土産はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

[定時株主総会]

報告事項

第20期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議案

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

◎感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数は大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年6月27日（月曜日）午後6時**までに到着するようご返送ください。
- ・インターネットによる議決権行使の場合は、後掲の「インターネットによる議決権行使についてのご案内」をご確認の上、**2022年6月27日（月曜日）午後6時**までに賛否をご入力ください。
- ・インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を有効な意思表示として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な意思表示として取り扱わせていただきます。
- ・株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.frutafruta.com/ir/>）に掲載させていただきます。

《インターネットによる議決権行使についてのご案内》

【インターネットによる方法】

インターネット（スマートフォン、パソコン、携帯電話）による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能となります。

1. スマートフォンをご利用の場合

議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、議決権行使画面案内に従つて議決権を行使することができます。この場合、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力は不要となります。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力していただく必要があります。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. パソコン又は携帯電話をご利用の場合

上記URLにアクセスしていただき、議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて議決権を行使してください。

なお、バーコード読み取り機能付の携帯電話をご利用の場合、議決権行使書用紙に記載された「携帯用QR」を読み取ることにより、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることができます。

（ご注意）

- ・インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によつてはご利用いただけない場合がございます。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社

電話 0120-88-0768（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

《インターネットによるライブ配信についてのご案内》

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時

2022年6月28日(火曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

なお、ライブ配信視聴用ウェブサイトは、午前9時45分頃に視聴が可能です。

2. ご視聴方法

- (1) パソコン又はスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

※インターネットの接続方法や、ご視聴方法に関するお問い合わせには、当社ではお答えしかねます。

(視聴用ウェブサイト)

https://www.frutafruta.com/ir_info/soukai_login/

QRコード



- (2) 視聴用ウェブサイトへのアクセスは、画面の案内に従い、以下のID及びパスワードのご入力をお願いいたします。

①ID：2586 (当社証券番号)

②パスワード：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」(9桁の半角数字)

3. ご視聴に関する留意事項

- ◎インターネットの接続方法や、ご視聴方法に関するお問い合わせには、当社ではお答えしかねます。
- ◎やむを得ない事情より、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ◎ライブ配信をご覧いただく事は、会社法上、株主総会への出席とは認められない

ため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発信をいただく事は出来ません。議決権につきましては、書面により事前に行使いただくか、インターネットによる議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- ◎ライブ配信の撮影・録画・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ◎インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中継等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございますので、ご注意ください。
- ◎視聴用ウェブサイトへのアクセスに関して発生する費用の一切は、株主様のご負担となります。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の事業成績は、売上高、売上総利益、販売管理費を事業成績の指標として掲げておりましたが、各指標において当初の計画を達成し、売上高、売上総利益について、前年対比で増収増益となりました。

(単位:百万円)

事業成績	前事業年度	当事業年度	増減額	増減率
売上高	692	780	87	+12.7%
売上総利益	254	280	26	+10.3%
販売費及び一般管理費	503	611	107	+21.4%

売上高は、前事業年度より87,818千円増加し、780,172千円(前期比112.7%)、売上総利益は、原材料在庫の消化促進に努めたことで原材料在庫評価損の計上は減少し、前事業年度に比べ26,173千円改善し280,837千円(前期比110.3%)となりました。営業損失においては、販売費及び一般管理費が107,745千円増加し、営業損失330,833千円(前事業年度は営業損失249,260千円)、営業外収益の受取手数料9,069千円は、主に2020年11月18日付「株式会社REVOLUTION株式に係るコールオプション契約及びローン契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、年次プレミアムの受取額8,857千円、助成金収入については、新型コロナウイルス感染症助成金として、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の受取額9,190千円を計上したことで経常損失は320,867千円(前事業年度は経常損失277,128千円)となりました。結果、当期純損失は322,020千円(前事業年度は当期純損失287,197千円)となりました。

当事業年度は、アサイーの機能性にフォーカスしたプロモーション施策により、アサイーの機能性に関する研究情報が雑誌やメディアに取り上げられるなど、素材としてのアサイーに対する注目が徐々に高まっており、その中でアサイーの持つ機能的価値を活かし、「女性のための、アサイ

ー」をキャッチフレーズとしたアサイーEPOFe®（エポーフェ）をフェムテック・フェムケア市場への参入を目指し新しく発売しております。他にも、各部門においてアサイーの販売拡大を進めてまいりましたが、アサイーピューレの販売伸長、並びに、販売15周年を迎えたアサイーエナジー®を始めとする主力ブランドのフルッタアサイーシリーズなどのロングセラー商品の販売が進み、売上高の増収に繋げることが出来ました。

売上総利益についても、売上高同様にアサイーを中心とした商品が伸長することで、評価損を計上した原材料の在庫の消化計画を促進でき、利益改善に寄与することが出来ました。

販売費及び一般管理費については、即戦力人材の採用やアサイーの機能性にフォーカスしたプロモーション等の戦略的なマーケティング活動を積極的に進めたことで成長投資額が増加しておりますが、当社の5か年計画に基づく先行投資による計画通りの推移となっております。一方、地代家賃等の店舗経費削減や物流体制の見直しによるコスト低減、在庫消化促進によるコスト適正化と倉庫料などの管理コストの低減に努め、当初の計画を達成することが出来ました。

②成長戦略概況

当事業年度、当社は中・短期的な成長戦略の柱として、アサイーリバイバルプロジェクト、デリバリー戦略、アグロフォレストリーアライアンス戦略の3つの成長戦略を掲げて取り組みを進めてまいりました。2021年12月14日に公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項成長戦略」の計画は予定通り進行しております。

短中期成長戦略	主要取組みの内容(一部抜粋)
1 アサイーリバイバルプロジェクト	造血機能性研究の推進
2 デリバリー戦略	ミールキットなどの販売拡販
3 アグロフォレストリーアライアンス戦略	CO ₂ 削減量可視化の取組み

(a) アサイーリバイバルプロジェクト

当事業年度は、アサイーの機能性価値向上を優先的な取組みとして、従前より行ってきた造血機能性研究を軸とした販売促進活動やプロモーション活動の取組みを強化したことで、販売促進につなげてまいりました。アサイーの造血機能研究は臨床試験や関与成分の追加研究が計画通り進んでおり、機能性表示取得を目指しております。また、トロント大学とのアサイーの抗炎症作用に関する共同研究についても進行中です。

(b) デリバリー戦略

新型コロナウイルス感染症で行動の制約を受ける中、当社店舗事業の見直しを行いました。他社のデリバリー事業との連携によりアサイーボウルやアサイー飲料の販売が広がるなど、今後の事業の成長性が見込まれる結果となりました。

(c) アグロフォレストリーアライアンス戦略

アグロフォレストリー産カカオ豆の出荷量は過去最大となり、順調に推移しております。消費、購買行動を直接的にSDGsの取組みにつなげる、CO₂削減量可視化の具体的な取組みについて開始いたしました。

③資本政策の進捗

当社は、上場以来続く営業損失等の計上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するとして、継続企業の前提に関する注記を記載しております。しかしながら、EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) との資本政策をすすめたことで、金融機関からの長期借入金及び短期借入金の全額返済に至っております。

「事業計画及び成長可能性に関する事項成長戦略」の計画の初年度となる当事業年度は、アサイーの機能的価値を図りながら積極的な販売促進活動を講じるなどの業績回復に向けた取り組みを予定通り進行いたしました。

当社は輸入食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。事業別の売上高は次のとおりであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。また、当該会計基準等の適用については、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡求適用しているため、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

(a) リテール事業部門

リテール事業部門に関しましては、新商品のアサイーEPOFe(エポーフェ)などを展開し、アサイーの造血機能性を購買動機に繋げる施策を進めてまいりました。世界的なコンテナ不足による船の遅延もあり、一部アサイーピューレなどの冷凍商品が店頭欠品となる状況が続いたものの、健康

志向の高まりが追い風となり、主力品であるアサイーのフルッタアサイーシリーズ「アサイーエナジー」「アサイー-低糖質」やHPPシリーズなど、チルド飲料が好調に推移し、売上は増加いたしました。また、アサイー製品以外でも、台湾フルーツティーやココナッツヨーグルトなどの他社にはない強みを持った商品が好調に推移し、売上増に貢献いたしました。チャネル別では、ボリュームゾーンである量販店や、アサイーのコアユーザーが多い質販店などの主力チャネルが好調に推移し（前期比126.6%）、アサイーをはじめとしたアマゾンフルーツが徐々に普段の生活に浸透しつつあります。一方で、倉庫型会員販売店のアサイーフリーズドライパウダーが好調に推移したものの、アマゾンフルーツを使用したスムージーの販売が、原料の関係で数量限定となったため、売上高は前年より減少しました。その結果、リテール事業部門全体の売上高は373,147千円（前期比111.7%）となりました。

(b) アグロフォレストリー・マーケティング事業部門(AFM事業部門)

AFM事業部門に関しましては、外食産業を中心に、新型コロナウイルス感染症による時短営業などに売上が左右される中、業務用原料の導入提案と提携をすすめてまいりました。その結果、徐々に経済活動の正常化と消費の回復が進む中で、外食チェーンへのアサイー原材料などの販売が好調に推移したことで、売上増となりました。また、個店などの事業社様向け卸通販サイト（BIZWEB）への問い合わせ、新規取引も大幅に増加しており（前期比189.2%）、アマゾンフルーツを使用したメニューが、大手チェーンだけでなく個店へも広がりつつあります。一方で、大手小売業においても、アサイーボウルやスムージーなどアサイーを使用したメニューが採用されたことに加え、インフルエンサーや素材メーカーとのコラボレーションした商品を発売することで、売上高を大幅に伸ばすことが出来ました。今後は、アサイーの有する造血機能性などの研究結果をエビデンスとして顧客へ訴求する取り組みをすすめ、さらなる販売強化に繋げてまいります。以上の結果、AFM事業部門全体の売上高は311,994千円（前期比119.2%）となりました。

(c) ダイレクト・マーケティング事業部門（DM事業部門）

通販事業に関しましては、機能性、継続性などECチャネルに適した商品ラインナップにより、自社通販を中心に、定期購入して頂けるお客様を着実に増やすことで、売上を伸ばすことができました。さらに自社通販だけでなく、大手プラットフォームへの販売強化を進めることで、新たなお

お客様の取り込みを積極的に行っております。今後は、D2C (Direct to Consumer) の市場ポテンシャルが高いことから、チャネル専用品の導入やインフルエンサーを活用した商品企画、SNSを中心とした広告への投資を積極的に実施することで、当社における売上シェアの拡大を目指してまいります。

店舗事業に関しましては、渋谷ヒカリエShinQs東横のれん街(東京都渋谷区)の「フルッタフルッタ アサイーエナジーバー」を2021年12月10日に閉店したことにより、売上高は前年より減少しました。現時点、既存店舗は閉店致しましたが、当社といたしましては、顧客からの要望が強いこと、さらに機能性商材としての期待が大きいことなど、Withコロナ時代を見据えた新たな取り組みの店舗展開の検討をすすめてまいります。その結果、DM事業部門全体の売上高としては77,933千円(前期比111.3%)となりました。

(d) 海外事業部門

海外事業部門に関しては、大手菓子メーカーで採用されているアグロフォレストリー産のカカオ豆の販売が好調に推移するとともに、サプライヤーが増産対応できたことで、売上を伸ばす結果となりました。引き続き多くの受注を受けていることから、当社としましても、さらに現地と協力しながら、カカオ豆の増産体制に取り組んでまいりたいと考えております。

当事業年度のカカオ豆の売上高は、収益認識基準に関する会計基準（企業会計基準第29号）適用の影響を受け、売上高17,097千円、前期比113.5%（カカオ豆の収穫量は前期比111.8%増）となるものの、海外事業部門の売上高としては、海外への原材料販売がなかったことで売上高は減少いたしました。

以上の結果、海外事業部門の売上高は17,097千円(前期比64.5%)となりました。

なお、収益認識基準に関する会計基準（企業会計基準第29号）を適用した場合の前期の海外事業部門の売上高は26,518千円となります。

■事業別売上高

事業別名称	2021年3月期		2022年3月期		増減額	前期比
	金額	構成比	金額	構成比		
リテール事業	334百万円	48.3%	373百万円	47.8%	39百万円	111.7%
A F M 事業	261百万円	37.8%	311百万円	40.0%	50百万円	119.2%
D M 事業	70百万円	10.1%	77百万円	10.0%	7百万円	111.3%
海外事業	26百万円	3.8%	17百万円	2.2%	△9百万円	64.5%
合計	692百万円	100%	780百万円	100%	87百万円	112.7%

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、第10回新株予約権の行使により772百万円の資金を調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年3月期 第17期	2020年3月期 第18期	2021年3月期 第19期	2022年3月期 第20期(当事業年度)
売上高	1,067百万円	811百万円	692百万円	780百万円
経常損失(△)	△779百万円	△443百万円	△277百万円	△320百万円
当期純損失(△)	△795百万円	△440百万円	△287百万円	△322百万円
1株当たり当期純損失(△)	△410.50円	△129.71円	△29.35円	△16.26円
総資産	1,006百万円	1,300百万円	2,069百万円	1,514百万円
純資産	△771百万円	225百万円	1,199百万円	1,307百万円

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を当事業年度の期首から適用しており、第17期以降の売上高の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

i. フェムテック・フェムケアの機運とアサイーの機能的価値向上

フェムテック・フェムケア市場は、女性の月経・妊娠・更年期といったさまざまな健康問題に対して注目されている市場で、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021」と「成長戦略フォローアップ」には「フェムテックの推進」が盛り込まれ、「フェムテック製品・サービスの利活用を促す仕組み作りを2021年度から支援する」と明記されるなど、これまでタブー視され、プライベートな問題とされてきた女性の健康問題に対し、社会全体が向き合い、支援していく流れが生まれています。この市場において、女性特有の健康課題（妊娠、更年期・冷え関連）のカテゴリーが活況となっている一方で、出血に起因した貧血や、産前産後、更年期を機に様々な症状に対する潜在ニーズを捉えた“食”カテゴリーはまだ十分に顕在化していません。

そのなかで、当社は、2022年3月15日に“女性のためのアサイー”をコンセプトにアサイーやザクロなどの果実をミックスした「アサイーEPOFe®」を発売し、フェムテック・フェムケア関連でイベントに出展して、共感をいただきました。また、「たべるフェムケアメニュー」として、アサイーを使ったメニューを都内のレストランで展開するなど、アサイーの健康価値の訴求を強化しております。このような機運の中で、当社は昨年度からアサイーの持つ機能性に関する研究に取り組んでおり、今年度は、特に近い将来、科学的エビデンスを伴った機能性表示食品としてアサイーを使用した製品を訴求するための研究開発活動を本格化させてまいります。

ii. SDGsへの取組み

当社は、今年度の取組みとして自社商品の販売によるCO₂削減量可視化を掲げておりますが、商品購入などの消費行動によって環境貢献へ参加できるという仕組みを構築することは、今後更に多くの顧客に向けて自社の取組みの価値を伝えられる機会ととらえております。

SDGsの機運が世界的に高まっている中、日本でも様々な企業活動が注目されています。カカオ豆を始めとするアグロフォレストリー産の原料のニーズの高まりが示す通り、当社の事業モデルは消費、購買行動が直接的にSDGsの取組みにつながるという点において、ESG企業として発展していく原動力になると考えております。当社ブランドへの共感を一層強化できる様、他の取組みと同様に積極的な情報発信を行うことで更なる認知度の向上に努めてまいります。

iii. 事業部門の取組み

上記2つの取組みを軸として、前年度同様、全事業部門において増収増益に向けて取り組んでまいります。

リテール部門やDM事業部門などのBtoCビジネスにおいては、前年度から続く健康志向をベースとした再ブームアップの兆しをキャッチアップし、チャネル特性に合った商品を充実させることで、各小売業における取扱アイテムや取扱店舗の拡大に取り組んでまいります。

チャネル政策においては、今までは事業の集約により一部の販売チャネルに集中した取組みを行ってまいりましたが、本年度は販売チャネル拡大のもと、より多くのお客様にアサイーをはじめとしたアマゾンフルーツを手にとって頂ける機会を創出します。また、エリア政策においても、今までは首都圏に集中して拡販してまいりましたが、大手卸店を活用することでその他主要都市にもエリア拡大すると共に、自社通販や大手プラットフォームなどECチャネルを積極的に活用することより、全国に当社の商品および機能的価値を届ける仕組みを構築します。

A FMや海外事業部などのBtoBビジネスにおいては、将来のアサイーにおける造血効果の機能性表示取得を視野に入れ、積極的な情報提供と提案型の営業活動を展開し、飲料食品メーカーへ向けてアサイーをはじめとするアマゾンフルーツ原料の拡販を進めてまいります。外食向け原料販売においては、アフターコロナを見据えた提案を積極的に行うことで、早期の売上回復、そして新たな需要の掘り起こしに努めます。また、現在アグロフォレストリーの主要作物となっているカカオ豆についても、今回の目標達成は通過点と捉えており、さらなる増産・拡売に向け、現地生産者の支援含めて取組み、アグロフォレストリーによる森林再生を通じてSDGsの行動憲章の実践をしてまいります。

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。

しかしながら、今後の利益体質への変革を目指した、売上や収益性の改善のための施策の効果には一定程度の時間を要し、今後の経済環境にも左右されることから、現時点では継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業的前提に関する重要な不確実性の影響は財務諸表に反映しておりません。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

ブラジル最大手アマゾンフルーツサプライヤーCAMTAより、冷凍パルプの国内独占輸入販売代理店としてアサイーをはじめとするアマゾンフルーツを輸入し、加工販売しております。

各事業の主要な事業内容は、以下のとおりです。

(リテール事業)

- ・スーパーマーケット、会員制倉庫型店舗等への自社ブランド及びPB製品の販売

(AFM事業)

- ・外食産業向け製商品の販売
- ・飲料、菓子他メーカー向け原料の販売

(DM事業)

- ・自社製品のインターネット通販
- ・直営店舗の運営

(海外事業)

- ・アグロフォレストリーカカオ豆の販売
- ・海外事業展開

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

区	分	所在地
事務所	本社	東京都千代田区

※渋谷ヒカリエShinQs東横のれん街店は2021年12月に閉店いたしました。

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
21名	2名増	46歳	6.1年

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

(8) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社	100百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式	60,664,112株
A種種類株式	5,848,887株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	26,406,509株
A種種類株式	4,221株

(3) 株主数

普通株式	12,388名
A種種類株式	1名

(4) 大株主

株主名	持株数			合計株式 持株比率
	普通株式	種類株式	合計株式	
EVO FUND	2,957,080株	4,221株	2,961,301株	11.2%
楽天証券株式会社	2,025,300株	－株	2,025,300株	7.7%
株式会社REVOLUTION	277,800株	－株	277,800株	1.1%
JPモルガン証券株式会社	245,800株	－株	245,800株	0.9%
株式会社JFLAホールディングス	209,400株	－株	209,400株	0.8%
株式会社SBI証券	191,100株	－株	191,100株	0.7%
LINE証券株式会社	176,000株	－株	176,000株	0.7%
株式会社弘乳舎	175,000株	－株	175,000株	0.7%
野村證券株式会社	169,300株	－株	169,300株	0.6%
フィリップ証券株式会社	141,200株	－株	141,200株	0.5%

(注) 1. 株式会社REVOLUTIONの普通株式の持株数には、当社代表取締役長澤誠との株券貸借契約に基づく借株323,600株が含まれております。

2. 自己株式は保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の概要 (2022年3月31日現在)

		第 3 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 数		315個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		当社普通株式 31,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 500円)
新株予約権の行使期間		2016年3月28日から 2024年3月26日まで
新株予約権の主な行使条件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 310個 目的となる株式数 31,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	—
	監 査 役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 500株 保有者数 1名

(注) 1.新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- ④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

2.2014年10月3日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

②その他新株予約権等の状況

2020年8月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第10回新株予約権の概要
(2022年3月31日現在)

	第10回新株予約権
新株予約権の数	1,712,384個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,712,384株 (予約権1個につき1株)
発行価額	新株予約権1個につき0.87円
行使価額の修正	行使価額は、2020年9月7日に初回の修正がされ、以後5取引日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日から起算して5取引日目の日の翌取引日（以下「修正日」という。）に、修正日に先立つ5連続取引日の各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。下限行使価額は、当初127円とする。
新株予約権の行使期間	2020年9月7日から 2023年10月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
割当先	株式会社REVOLUTION

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員CEO	長 澤 誠	
取締役執行役員	徳 島 一 孝	IR、財務担当
取締役執行役員	加 藤 直 二	戦略本部担当
取 締 役	マイケル・ラーチ	Evolution Capital Management LLC創業者兼最高投資責任者 EVO FUND代表者兼ディレクター
取 締 役	鈴 木 朗 広	金井公認会計士・税理士事務所
常 勤 監 査 役	田 端 三 郎 司	
監 査 役	寺 西 昭	コモンズ綜合法律事務所 所長(弁護士) 株式会社タカキュー社外監査役
監 査 役	村 上 雅 哉	大知法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役鈴木朗広氏は、社外取締役であります。
2. 取締役鈴木朗広氏は、公認会計士資格を有しており、会計士としての豊富な知見と経験を有しております。
3. マイケル・ラーチ氏は2021年9月14日開催の臨時株主総会より取締役に就任しております。
4. 監査役寺西昭氏及び村上雅哉氏は、社外監査役であります。
5. 監査役寺西昭氏及び村上雅哉氏は、弁護士資格を有しており、弁護士としての豊富な知見と経験を有しております。
6. 当社は、監査役寺西昭氏及び監査役村上雅哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役 社長執行役員CEO	長 澤 誠	
取締役執行役員	徳 島 一 孝	IR、財務担当
取締役執行役員	加 藤 直 二	戦略本部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第35条の規定に基づき、取締役の鈴木朗広及び社外監査役の寺西昭、村上雅哉の両氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の役員賠償責任による損害を補填することとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	45 (1)	45 (1)	— (—)	— (—)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8 (4)	8 (4)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計	54 (6)	54 (6)	— (—)	— (—)	9 (3)

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第12期定時株主総会において、年額700百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。

監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第12期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役ごとに、常勤、非常勤の別、担当職務、各期の業績、貢献度、支給実績等を総合的に勘案する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることから、決定方針に沿うものと判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の内容は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長長澤誠が決定しております。その権限の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役ごとに、常勤、非常勤の別、担当職務、各期の業績、貢献度、支給実績等を総合的に勘案して報酬額を決定するものであり、これらの権限を委任した理由は、経営環境及び業績を勘案し、各取締役の貢献度等を評価するには、経営責任者である代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人名	兼職の内容
取締役	鈴木朗広	金井公認会計士・税理士事務所	会計士
監査役	寺西昭	コモンズ綜合法律事務所 株式会社タカキュー	所長(弁護士) 社外監査役
監査役	村上雅哉	大知法律事務所	弁護士

(注)寺西昭氏が代表を務めているコモンズ綜合法律事務所と当社との間には、法律顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	鈴木朗広	取締役就任後に開催された取締役会19回全てに出席し、会計士としての豊富な実務経験により適宜質問、意見表明等を行うなど、適切な役割を果たしております。
監査役	寺西昭	本事業年度に開催された取締役会23回全てに出席し、また監査役会18回全て出席し、弁護士としての豊富な実務経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等を行うなど、適切な役割を果たしております。
監査役	村上雅哉	本事業年度に開催された取締役会23回全てに出席し、また監査役会18回全て出席し、弁護士としての豊富な実務経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等を行うなど、適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 みつば監査法人

(注) 当社の会計監査人であった監査法人アリアは、2021年6月29日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	みつば監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	－百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務執行についての基本方針

当社は、「自然と共に生きる」を企業理念とし、地球環境に貢献するべく、“経済が環境を復元させる事業モデルの構築 ～グリーンエコノミーの実現～”を推し進めております。

このような当社の企業理念・価値観を、全ての役員・従業員等が共有・実践し、職務を遂行する事を基本方針とし、社会的良識ある企業活動に心掛け、お客様、取引先、株主の皆様などステークホルダーの期待に応えて参ります。

また当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶いたします。

(2)取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程、取締役会規程、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程（その附表）等を制定し、社内に徹底を図っております。
- ② 監査役は、監査役監査規程に基づき、監査を適宜行っております。また、重要な会議（取締役会、経営会議等）への出席や内部監査責任者との連携より、監査の実効性の向上に努めております。
- ③ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査責任者を選任し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。

(3)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、管理部を総括管理担当部署とし、法令及び文書管理規程に基づき記録・保存しております。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できます。
- ③ 書類の保存については、監査役、内部監査責任者が適宜チェックしております。

(4)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクについて、全社的なリスク管理に関する取組みの企画、立案、調整及び推進は経営管理部が行うものとしております。
- ② 危機発生時には、対策部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとしております。

(5)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能とを分離しております。
- ② 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- ③ 社長、社長が指名する執行役員、ゼネラルマネージャー及びシニアマネージャー等で構成される戦略本部会議を開催し、経営の計画、戦略に関わる事項並びに各部門の重要な執行案件について報告及び審議を行い、経営活動の効率化を図っております。
- ④ 取締役会規程・組織規程・職務分掌規程・職務権限規程・稟議規程による決裁権限の明確化・迅速化と決裁に係る関係部署への情報伝達の徹底を図っております。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役から職務の補助を求められた場合は、内部監査責任者が監査役の職務を補佐しております。

- ② 監査役から職務の補助を求められた使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指示のみに従うものとし、取締役の指揮・監督は受けないこととしております。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な社内会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から業務の執行状況の報告を求めることができます。
- ② 取締役、執行役員及び使用人は、法令に反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、すみやかに監査役に報告するものとしております。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との間で、随時意見交換を実施しております。
- ② 監査法人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1)取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を23回開催しております。

(2)監査役の職務執行

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・戦略本部会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査責任者との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(3)内部監査の実施

内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

(4)財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	977,728	流 動 負 債	102,989
現金及び預金	558,117	買掛金	49,137
売掛金	92,236	未払金	38,830
商品及び製品	147,228	未払費用	4,820
原材料及び貯蔵品	131,988	未払法人税等	8,353
前渡金	5,583	前受金	6
前払費用	5,753	預り金	1,713
その他	36,819	その他	126
固 定 資 産	536,585	固 定 負 債	103,737
有形固定資産	-	長期借入金	100,000
建物	8,654	資産除去債務	3,737
機械及び装置	6,660	負 債 合 計	206,727
工具、器具及び備品	11,996	(純資産の部)	
減価償却累計額	△27,311	株 主 資 本	1,458,054
投資その他の資産	536,585	資 本 金	970,157
投資有価証券	474,906	資 本 剰 余 金	1,097,114
出資金	500	資本準備金	970,157
その他	61,178	その他資本剰余金	126,957
資 産 合 計	1,514,313	利 益 剰 余 金	△609,218
		その他利益剰余金	△609,218
		繰越利益剰余金	△609,218
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△151,957
		その他有価証券評価差額金	△151,957
		新 株 予 約 権	1,489
		純 資 産 合 計	1,307,586
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,514,313

損益計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		780,172
売 上 原 価		499,335
売 上 総 利 益		280,837
販売費及び一般管理費		611,670
営 業 損 失		330,833
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 手 数 料	9,069	
助 成 金 収 入	9,190	
そ の 他	178	18,444
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	717	
為 替 差 損	2,980	
資 金 調 達 費 用	4,505	
そ の 他	275	8,478
経 常 損 失		320,867
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	70	70
税 引 前 当 期 純 損 失		320,797
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,223	1,223
当 期 純 損 失		322,020

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	582,221	582,221	126,957	709,178	△287,197	△287,197	1,004,202
当 期 変 動 額							
新株予約権の 行 使	387,936	387,936		387,936			775,872
当 期 純 損 失 (△)					△322,020	△322,020	△322,020
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	387,936	387,936	—	387,936	△322,020	△322,020	453,851
当 期 末 残 高	970,157	970,157	126,957	1,097,114	△609,218	△609,218	1,458,054

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当 期 首 残 高	189,378	189,378	5,730	1,199,311
当 期 変 動 額				
新株予約権の 行 使			△3,557	772,315
当 期 純 損 失 (△)				△322,020
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	△341,336	△341,336	△683	△342,019
当 期 変 動 額 合 計	△341,336	△341,336	△4,240	108,275
当 期 末 残 高	△151,957	△151,957	1,489	1,307,586

個別注記表

1 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度まで継続して営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、当事業年度においても営業損失330,833千円、経常損失320,867千円、当期純損失322,020千円を計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

今後、当社は以下の対応策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

事業について

i. アサイーの機能性研究による付加価値向上

当社商品の購買動機につながる、機能性研究は、当社商品の販売促進にとって重要であると考えおり、今後も、機能性表示の取得を視野に入れながら、引き続き機能性等の研究を積極的にすすめることで、今後の販売プロモーションにも反映させてまいります。また、新規事業となる機能性サプリメントの開発も視野にいれるなど、新商品の開発に積極的に取り組んでまいります。

当社は、関係機関との共同研究で機能性など購買動機につながるエビデンスを取得することで、引き続きEC関連も含めた当社の通信販売事業の運営強化に取り組んでまいります。今後も、当社が運営する通販サイト及び各種SNS等でアマゾンスーパーフーズのバリエーションある食べ方等のコンテンツを積極的に発信するなどし、健康・本物志向の消費者に向けた小売市場と売上の拡大を目指してまいります。さらに、アサイーの持つ様々な機能性に焦点をあて、メディアや外部団体とのコラボ活動により販売活動に直結したプロモーションを積極的にすすめるなど認知度の向上にも努めてまいります。

ii. 事業を通じたSDGsの取り組み

当社は、今年度の取組みとして自社商品の販売によるCO₂削減量可視化を掲げており、商品購入などの消費行動によって環境貢献へ参加できるという仕組みを構築することにより、今後更に多くの顧客に向けて企業の取組みを伝えられる機会ととらえております。

SDGsの機運が世界的に高まっている中、日本でも様々な企業活動が注目されていますが、当社の事業モデルは、消費、購買行動が直接的にSDGsの取組みにつながるという点において、当社の顧客の当社ブランドへの共感を一層強化できるものと考えており、他の取組みと同様に積極的な情報発信を行うことで更なる認知度の向上に努めてまいります。

iii. 注目が高まるフェムテック・フェムケア市場への参入

フェムテック・フェムケア市場は、女性の月経・妊娠・更年期といったさまざまな健康問題に対して注目されている市場で、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021」と「成長戦略フォローアップ」には「フェムテックの推進」が盛り込まれ、「フェムテック製品・サービスの利活用を促す仕組み作りを2021年度から支援する」と明記されるなど、これまでタブー視され、プライベートな問題とされてきた女性の健康問題に対し、社会全体が向き合い、支援していく流れが生まれています。

この市場において、女性特有の健康課題（妊娠、更年期・冷え関連）のカテゴリーが活況となっている一方で、出血に起因した貧血や、産前産後、更年期を機に様々な症状に対する潜在ニーズを捉えた“食”カテゴリーはまだ十分に顕在化していません。

そのなかで、2022年3月15日に発売した「アサイーEPOFe」は正にフェムテック・フェムケア市場へ向けた商品と位置付けており、イベント活動を足掛かりとして、フェムケアの実態・課題の把握、同市場のテーマでもある女性の健康問題に対する理解促進を進めながら、日常的に実践可能な解決法についての情報発信を積極的に行っていく予定です。

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。

しかしながら、今後の利益体質への変革を目指した、売上や収益性の改善のための施策の効果には一定程度の時間を要し、今後の経済環境にも左右されることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は計算書類に反映しておりません。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品、原材料、貯蔵品

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主に定率法によっております。

ただし、機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
機械及び装置	10年
工具、器具及び備品	3年～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア(自社利用)	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は主に量販店、外食産業、食品メーカー及び消費者向けに商品及び製品の販売を行っております。これらの商品及び製品の販売については、顧客に検収された時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は商品及び製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

3 会計方針の変更に関する注記

(収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の影響は、原則として遡求適用されておりますが、当事業年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来に渡って適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

4 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 商品及び製品、原材料及び貯蔵品の評価損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	147,228千円
原材料及び貯蔵品	131,988千円
合計	279,216千円

(2)会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他情報

当社は、商品及び製品、原材料及び貯蔵品の収益性の低下を把握するに際して、製商品及び原材料等の販売、使用実績及び今後の使用見込み並びに賞味期限等により見積っておりますが、今後の経営環境と当社の事業計画等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明な中、当期の計算書類の作成にあたっては、翌事業年度(2023年3月期)まで新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものとして見通せる影響を会計上の見積り及び仮定の設定において検討しておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期及び状況によっては、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

5 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額に含めて表記しております。

2. 当社は、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社と10億円の無担保ファシリティ契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度の借入未行使残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
無担保ファシリティ契約の総額	－	1,000,000千円
借入実行残高	－	100,000千円
差引額	－	900,000千円

6 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	12,366,629株	14,039,880株	－株	26,406,509株
A種種類株式	6,799株	－株	2,578株	4,221株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

普通株式

新株予約権の行使 4,088,800株

A種種類株式の普通株式転換行使 9,951,080株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

A種種類株式

A種種類株式の普通株式転換行使 2,578株

(2) 当事業年度の末日の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,712,384株

7 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

必要な資金を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を投資会社により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されているため、為替動向を注視し、直物調達する事としております。

長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、固定金利で調達しております。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務については、為替の変動リスクにさらされているため、為替動向を注視し、直物調達する事としております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
売掛金	92,236	92,236	—
投資有価証券	474,906	474,906	—
資産計	567,143	567,143	—
買掛金	49,137	49,137	—
未払金	38,830	38,830	—
長期借入金	100,000	100,000	—
負債計	187,968	187,968	—

預金は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	474,906	—	—	474,906

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	92,236	—	92,236
買掛金	—	49,137	—	49,137
未払金	—	38,830	—	38,830
長期借入金	—	100,000	—	100,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金

時価は一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金及び未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価は元利金合計額を、同様な新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	区分					その他	合計
	リテール	AFM (注1)	DM (注2)	海外	計		
売上高							
商品及び製品	373,147	214,927	77,933	17,097	683,105	—	683,105
原材料	—	97,067	—	—	97,067	—	97,067
顧客との契約から生じる収益	373,147	311,994	77,933	17,097	780,172	—	780,172
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	373,147	311,994	77,933	17,097	780,172	—	780,172

(注1) アグロフォレストリー・マーケティング事業部門

(注2) ダイレクト・マーケティング事業部門

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、棚卸資産評価損、繰越欠損金及び減価償却超過額等でありましたが、全額評価性引当を行っております。

9 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	株式会社 REVOLUTION(注1)	被所有(注2) 直接 1.1%	増資の引受	新株予約権行 使(注3)	33,455	-	-
	EVOLUTION JAPANアセ ットマネジ メント株式 会社(注4)	-	借入金の借入	借入金の借入 (注5)	100,000	長期借 入金	100,000

- (注) 1. 2020年8月13日の取締役会の決議に基づき発行した第10回新株予約権の権利行使を記載しております。取引金額には、権利行使による付与株数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 当社代表取締役の長澤誠の保有する323,600株(所有割合1.2%)は、株式会社REVOLUTIONに対し株券貸借契約締結に基づき貸出しております。
3. 株式会社REVOLUTIONは当社の取締役であるマイケル・ラーチ氏が間接的に議決権の過半数を所有しております。
4. EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社は、当社の取締役であるマイケル・ラーチ氏が間接的に議決権の100%を所有しております。
5. 資金の借入及び利息の支払いについては、市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件は一括返済としております。

10 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 49円46銭
- (2) 1株当たり当期純損失 △16円26銭

11 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社フルッタフルッタ

取締役会 御中

みつば監査法人
東京都品川区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	本	間	哲	也
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	齊	藤	洋	幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フルッタフルッタの2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度までに継続して営業損失、経常損失、及び当期純損失を計上しており、当事業年度においても営業損失330,833千円、経常損失320,867千円、及び当期純損失322,020千円を計上している。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 みつば監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

株式会社フルッタフルッタ 監査役会

常勤監査役 田 端 三郎司 ㊟

社外監査役 寺 西 昭 ㊟

社外監査役 村 上 雅 哉 ㊟

以上

定時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更内容

変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
<p>(新 設)</p>	

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な経営体制を図るため、1名減員し取締役4名の選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	ながさわ まこと 長 澤 誠 (1961年7月6日) 【再任】	1986年4月 京セラ株式会社 入社 1990年4月 DSC COMMUNICATION.INC 入社 1991年4月 アサヒフーズ株式会社 取締役 2002年11月 当社設立 代表取締役 2014年4月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO(現任)	— (注)1
<p>【選任理由】 長澤誠氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者であり、これまでの豊富な会社経営経験及び今後の当社事業の発展に欠かせないものと判断したものです。</p>			
2	とくしま かずたか 徳 島 一 孝 (1962年3月5日) 【再任】	2008年5月 株式会社COCORO SUPPORT 代表取締役社長 2017年3月 当社顧問 2017年6月 株式会社COCORO SUPPORT 取締役(現任) 2017年6月 当社取締役執行役員 IR、財務担 当(現任)	—
<p>【選任理由】 徳島一孝氏を取締役候補者とした理由は、これまで当社取締役として、IR、財務面において、当社に貢献したことを鑑み、当社取締役として、引続きIR、財務面において貢献するものと判断したものです。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
3	Michael・Larch マイケル・ラーチ (1971年1月20日) 【再任】	1994年 1月 Kidder, Peabody & Co. アシスタント・エクイティ・デリバティブ・ トレーダー 1994年 9月 ING Barings エクイティ・デリバティブ・トレーダー 1996年 6月 メリルリンチ証券会社 エクイティ・デリバティブ・トレーディング 責任者 1998年 3月 Credit Agricole Securities Asia B.V. エクイティ・トレーディング及びストラクチャ リング責任者 2000年 3月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 プログラム・トレーディング共同責任者 2002年 5月 Evolution Capital Management LLC 創業者兼最高投資責任者(現任) 2006年 12月 EVO FUND 代表者兼ディレクター(現任) 2021年 9月 当社取締役(現任)	—
	【選任理由】 マイケル・ラーチ氏を取締役候補者とした理由は、資金的なサポートと今後の事業 展開においてEVO FUNDグループと広く連携等の取り組みが期待されること及び 経営体制の一層の強化を図るためと判断したものです。		
4	す ず き あきひろ 鈴 木 朗 広 (1976年11月18日) 【再任】	2008年12月 三優監査法人 入所 2012年10月 公認会計士登録 2016年2月 三優監査法人 退所 2016年2月 金井公認会計士・税理士事務所 入所(現在に至る) 2021年6月 当社取締役(現任)	—
	【選任理由及び期待される役割の概要】 鈴木朗広氏を社外取締役候補者として選任した理由は、公認会計士としての豊富な 経験と専門的見地から、当社経営判断・意思決定の過程で、助言・提言をいただけ るものと判断したものです。また、同氏が選任された場合には、客観的・中立的立 場にて専門的見地より助言・提言いただくことを期待しております		

(注) 1. 長澤誠氏が所有していた当社普通株式323,600株は長澤と株式会社
REVOLUTIONとの間での株券貸借契約締結により、普通株式の所有が株式会
社REVOLUTIONとなっております。なお、当該契約期間満了後、当該株式の
所有が長澤に帰属いたします。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鈴木朗広氏が務める金井公認会計士・税理士事務所と当社との間には、税務顧問契約を締結しております。
4. 鈴木朗広氏は、社外取締役候補者であります。
5. 鈴木朗広氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、鈴木朗広氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額又は会社法第425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、鈴木氏の再任が承認された場合は、鈴木氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	たばた さぶろうじ 田 端 三 郎 司 (1947年12月4日) 【再任】	1970年4月 明治製菓株式会社 (現 株式会社明治) 入社 2006年6月 明治食品株式会社 代表取締役 2012年10月 当社 顧問 2013年2月 当社 業務部長 2013年6月 当社常勤監査役(現任)	普通株式 3,000株
	<p>【選任理由】</p> <p>田端三郎司氏を監査役候補者として選任した理由は、当社が属する食品業界に精通し、且つ会社の経営経験もある等経験豊富であり、これまでも当社監査役としての責務を十分に果たしてきたことから、今後も適切に監査が行えるものと判断したものであります。</p>		
2	むらかみ まさや 村 上 雅 哉 (1977年8月13日) 【再任】	2003年10月 弁護士登録 弁護士法人大江橋法律事務所 入所 2007年7月 西村あさひ法律事務所 入所 2011年7月 岩田合同法律事務所 入所 2014年1月 同 パートナー 2015年4月 成蹊大学法科大学院 非常勤講師 2018年6月 当社監査役(現任) 2019年2月 大知法律事務所 入所(現任)	—
	<p>【選任理由】</p> <p>村上雅哉氏を社外監査役候補者として選任した理由は、弁護士としての豊富な経験と専門的知見により、事業会社での経営経験はないものの、これまで監査役としての責務を全うしてきたことを鑑み、今後も適切な監査を行えるものと判断したものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	い し だ り ゆ う 石 田 龍 (1988年1月26日) 【新任】	2014年12月 弁護士登録 2014年12月 コモンズ綜合法律事務所 入所 2020年11月 同所 パートナー弁護士(現在に至る)	—
	【選任理由】 石田龍氏を社外監査役候補者として選任した理由は、弁護士としての経験と専門的見地から、適切な監査を行えるものと判断したものであります。事業会社での経営経験はないものの、多様な事業会社での法務コンサルティングの経験を通して、豊富な知見を有しているものと判断しております。		

1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石田龍氏が務める、コモンズ綜合法律事務所とは、法律顧問契約を締結しております。
3. 村上雅哉氏及び石田龍氏の両名は社外監査役候補者であります。
4. 石田龍氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める損害賠償責任の限度額又は会社法第425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、村上雅哉氏が社外監査役の再任が承認された場合は、村上雅哉氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
6. 村上雅哉氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 石田龍氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。また、村上雅哉氏が社外監査役の新任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
きしもと ゆうすけ 岸本 雄介 (1983年1月18日)	2009年12月 弁護士登録 2009年12月 コモンズ綜合法律事務所 入所 2017年7月 同所 パートナー弁護士(現在に至る) 2020年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 【選任理由】 岸本氏を補欠の社外監査役候補者として選任した理由は、弁護士としての経験と専門的見地から、適切な監査を行えるものと判断したものであります。事業会社での経営経験はないものの、多様な事業会社での法務コンサルティング経験及びグローバルな視点を通して、豊富な知見を有しているものと判断しております。	-

- (注) 1. 岸本雄介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏が務める、コモンズ綜合法律事務所とは、法律顧問契約を締結しております。
3. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 同氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める損害賠償責任の限度額又は会社法第425条1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
6. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区五番町一丁目10番
市ヶ谷大郷ビル6F
AP市ヶ谷 Cルーム
電話03-3511-3109



■電車をご利用の場合

- ・「市ヶ谷駅」(JR線)出口より徒歩1分。
- ・「市ヶ谷駅」(有楽町線・南北線・新宿線)2番出口より徒歩1分。

~~~~~  
◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。